

公立大学法人九州歯科大学実験動物飼養保管等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人九州歯科大学動物実験規程（以下「規程」という。）

第6条第1項並びに第13条第2項に基づき、実験動物の飼養保管施設等に係る設置承認手続き等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における用語の意義は、規程及び「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」で使用する用語の例による。

(飼養保管施設)

第3条 実験動物の飼養保管は、動物実験施設、小動物観察室1（本館10階）及び小動物観察室2（本館11階）の飼養保管施設で行う。

(小動物観察室における飼養保管の要件)

第4条 小動物観察室1又は小動物観察室2において飼養保管を行うときは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) マウス及びラットの飼養保管に限ること。
- (2) これらの繁殖を行わないこと。
- (3) 検収日から起算して、3ヶ月を越える期間の飼養保管をしないこと。

(管理者等)

第5条 動物実験施設、小動物観察室1又は小動物観察室2に管理者をおく。

- 2 管理者は、実験動物管理者をおくことができる。
- 3 実験動物管理者は、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する。
- 4 管理者は、実験動物を飼養又は保管するために飼養者をおかななければならない。
- 5 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止等に努めなければならない。

(飼養保管施設の要件)

第6条 動物実験等のために設置する飼養保管施設の構造・設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 飼育室は、常時ドアで仕切られた動物実験専用の個室であり、動物が逸走しない構造と強度を有すること。
- (2) 窓を開けることなく常に換気し、適切な温度、湿度及び明るさを保つこと。
- (3) 床、内壁等は、清掃・消毒が容易な構造であり、動物種や飼養保管数に応じた衛生設備を有すること。

- (4) 飼養保管数や飼養する動物の習性等に応じた構造の飼育設備・ケージ等を備えること。
- (5) 遺伝子組み換え動物の飼育においては、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）」に定められた表示及び逸走防止対策を講じること。
- (6) 臭気・騒音・動物残渣（死体、汚物、汚物の付着した床敷等）等による周辺環境への悪影響を防止する設備が備えられていること。
- (7) その他物理的・化学的に危険な材料・設備、病原微生物を取り扱う実験を行う場合の飼育設備については、専門家等の指示に従い、必要な措置を講じること。

（実験室）

- 第7条 学内において、第3条に定める飼養保管施設以外の施設（以下「実験室」という。）においても一時的に実験動物を保管し、実験を行うことができる。ただし、病院棟を除くものとする。
- 2 実験室は、動物実験責任者の属する分野の長（分野の長を代理する者を含む。）が管理者としての責任を負う。複数の分野が使用する場合は、その代表者が管理者となる。
 - 3 実験室では、実験動物の搬入後48時間を超える保管をしてはならない。
 - 4 動物実験実施者は、実験動物を輸送するに当たり、飼養保管基準を遵守し、第5条5項に掲げる事項を踏まえなければならない。

（実験室の要件）

- 第8条 実験室の構造・設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、並びに実験動物が逸走しても捕獲しやすい環境が保たれていること。
 - (2) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易であること。
 - (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。

（設置承認申請書）

- 第9条 施設等の管理者が、飼養保管施設をあらたに設置しようとするときは、飼養保管施設設置承認申請書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。
- 2 分野長等が実験室を設置しようとするときは、実験室設置承認申請書（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

（設置承認手続）

- 第10条 学長は、前条の申請書が提出されたときは、動物実験委員会へ審査を付議することができる。
- 2 動物実験委員会は、前項の付議がなされたときは、書類審査及び実地調査を実施のうえ、様式第1号又は第2号に意見を記載し、学長に提出しなければならない。
 - 3 学長は、前項の動物実験委員会の意見を受けたときは、当該意見を参考にして飼養保

管施設（実験室）設置承認の可否を決定のうえ、様式第1号又は第2号を施設等の管理者に交付するものとする。

（廃止届）

第11条 施設等の管理者は、飼養保管施設又は実験室を廃止しようとするときは、飼養保管施設（実験室）廃止届（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

（定期的検査）

第12条 動物実験委員会は、飼養保管施設及び実験室が適切に管理されているかを定期的に検査し、その結果を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の検査の結果、不適切な管理実態が明らかとなったときは、施設等の管理者に必要な応じて指導・勧告をしなければならない。

3 施設等の管理者は、前項の指導・勧告があったときは、当該問題点の改善を行わなければならない。

（雑則）

第13条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定めるものとする。

附 則

1 第3条に掲げる飼養保管施設については、第9条1項の規定にかかわらず、飼養保管施設設置承認申請書（様式第1号）を学長へ提出し、その承認を受けることにより、この細則の施行前と同様に施設運営をすることができる。

2 この細則は、平成22年2月1日から施行する。